別表第一（第二条関係）

検定種目	検定区分	検定科目	検定基準
（略）	（略）	（略）	（略）
建設機械施工管理	第一次検定	（略）	（略）
		建設機械施工法	1　監理技術者補佐（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の二第一項第二号ヘに規定する監理技術者補佐をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。
			2～4　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十四第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	第十七条の十八第四項
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十四第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十四第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

改正前

別表第一（第三条及び第四条関係）

（略）	（略）
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十三第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）	第十七条の十一第四項
（略）	（略）

別表第三（第八条及び第九条関係）

（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
建設業法	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第一（第二条関係）

検定種目	検定区分	検定科目	検定基準
（略）	（略）	（略）	（略）
建設機械施工管理	第一次検定	（略）	（略）
		建設機械施工法	1　監理技術者補佐（法第二十六条第三項ただし書に規定する監理技術者の行うべき法第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として、建設機械による建設工事の施工を行うために必要な知識を有すること。
			2～4　（略）
		（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）